

学校給食の申し込みをする際の同意事項

下記同意事項に同意のうえ、給食申し込みの手続きをしてください。

- 給食申し込み、給食費の金額や納期限、滞納督促等については、三原市学校給食費の管理に関する条例のほか、関係する法令で定められています。
- 給食費を滞納した場合、滞納状況や世帯状況の情報を、市と学校・幼稚園とが必要な範囲で共有することがあります。
- 滞納が続き、支払いの意思が見られないときは、法的措置をとる場合があります。
- 幼稚園児の給食申し込みは、給食副食費の免除の申請も兼ねています。免除に該当するかを確認するため、市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を必要な範囲で調査・確認することがあります。
- 食物アレルギーがある場合は、必ず学校・幼稚園に相談してください。
- 小中学校の給食申し込みはお子さまが三原市立中学校を卒業するまで、幼稚園の給食申し込みは、お子さまが幼稚園を卒園するまで有効です。